

その他の金属製品製造業におけるボール盤、フライス盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	14～ 15	弊社工場内でフライス盤にて鋳物を加工するため、プレートで研磨中に誤って左手をフライス盤に乗せてしまい、機械の回転の勢いに左手が巻き込まれ、左手親指の先を切断した。	41	10 ～ 29
1	8～9	加工作業場にてボール盤を使用し、アルミの苗ラックの穴あけ作業をしていた。軍手をした状態で切り粉を取り除こうとした時、回転したままのドリルに軍手が巻き込まれ、右手薬指を切断した。	36	10 ～ 29
1	16～ 17	事務所加工場内に於いて、固定式ドリルを使用して鋼材に穴を開けていた時に材料が横転しそうになり、咄嗟に左手で支えた為機械に巻き込まれ、左手小指及び薬指を負傷した。	64	1 ～ 9
2	13～14	工場内で、マグネットドリルのキリを換えようとしている時に左手でドリル刃物の上部を持ち右手で軍手をしたままドリル刃物をつかみ外そうとした。本来は、巻き込み防止のために素手か革手袋を着用するが、当該作業者は軍手をして作業に臨んでしまっていた。交換作業中に、電源を切らずに作業していたため、途中でスイッチを作動させてしまい手が巻き込まれ、右手の指を負傷してしまった。	43	1 ～ 9
3	15～16	作業場でフラットバー（厚み6mm×30mm×100mm）をボール盤で穴あけ作業中に、フラットバーがドリルの先から引きあげられた時に手袋がからまり、巻きついたゴム軍手ごと左手小指第一関節からちぎれた。	35	10 ～ 29
4	16～ 17	ドリルを使用して鋼管をカットする際に、鋼管を押さえていた左手をドリルに巻き込まれて受傷した。	78	1 ～ 9

5	14～ 15	当社工場内にて、角パイプをボール盤で穴をあけている時、右手で切粉を払おうとしてボール盤のドリルに皮手袋ごと右手薬指が巻き込まれてしまった。	23	10 ～ 29
5	13～ 14	工場内でアルミのアングルにボール盤でΦ14の穴をあけている時、アルミの切り屑に手袋をとられて、ドリルに手袋が絡み、右手人差し指骨折、中指脱臼、薬指捻挫の怪我をした。	42	10 ～ 29
5	9～ 10	大型ラジアルボール盤にてノック抜け止めのTAP加工中（M12）、切粉を吹き飛ばそうとエアダスターを右手に持ち刃具近くまで突き出した際、切粉が引っ掛かって右手の中指と親指を骨折および裂傷した。	29	30 ～ 49
7	17～18	自社工場にて鉄板に穴あけ作業中、回転するボール盤の刃にまきこまれ、右腕断裂。	48	1 ～ 9
7	16～17	加工工場において、フェイシングマシンによる角型鋼管（コラム）の面取り加工中の災害で、機械稼働中に被災者がフェイシングマシン傍らにて床（コンクリート敷き）の掃き掃除をしていたところ、面取り加工が終了した角型鋼管（700×700、厚さ36mm長さ1200mm重さ840kg）がフェイシングマシンのローラー上を自動送材され戻って来たことに被災者が気が付かなかったため、掃き掃除をしていた被災者の左顔面に当たり、角型鋼管を受ける作業台を設置していなかったため荷が傾く際に負傷したものである。被災者は、安全靴及び安全帽着用である。	47	50 ～ 99
7	18～19	ボール盤にて穴明け作業中通常なら固定具で板を固定するところ数量が少なかったため固定具を使わず、手で固定したため機械の回転に指を巻き込まれた。	61	10 ～ 29
7	14～ 15	当工場内のタッピングボール盤でガス機器部品を製造中に右手人差し指の先端を巻き込み負傷した。ゴム手袋で作業すべきところ軍手をしていたこともあり負傷につながってしまった。	72	1 ～ 9
7	14～ 15	作業所内で、鉄に穴をあけるボール盤作業中、作業服の左袖が回転しているボール盤に巻き込まれ、ボール盤の先端で左上腕部を5、6cm切った。	46	10 ～ 29

7	16～ 17	現場内で、タッパー機械でF・Bにタップ穴加工の作業をしていた際、ハンドルレバーを離し、F・Bを取ろうとしたとき、右手の人差し指の軍手が刃に当たり、軍手が引っ掛かってしまい、人差し指が巻き込まれ、右手人差し指第二関節に脱臼と創傷を負った。	62	30 ～ 49
7	11～ 12	工場内でボール盤作業中、機械ドリル芯棒に左手中指が巻き込まれ、左手中指第2関節を損傷した。	76	10 ～ 29
7	10～ 11	工場内のボール盤で、円形鉄板（直径4.5cm、厚さ3mm）に穴あけ加工中、作業がほぼ終了した時点でキリコを取り除こうとして、手袋をしていたために機械に巻き込まれ、右手薬指第2関節を負傷した。	68	1 ～ 9
7	10～ 11	左腕を機械（リーマ）の回転に巻き込まれ、左手を切断したものである。鉄板にあげた孔を少し大きくするため、ボール盤でリーマを通す作業を始めたとき、鉄板も回転したため、慌てて鉄板に溶接してある鉄筋を掴んだところ、左腕をリーマの回転に巻き込まれた。穿孔作業時には、材料の回転を防ぐために、材料を固定する金物を使用すべきところ、品物が比較的小さかったため、その措置を怠ったのが原因と思われる。	70	10 ～ 29
9	9～ 10	フライス盤での部品加工作業中に誤って回転する刃物に指を当ててしまい負傷した。	20	1 ～ 9
9	16～ 17	鉄工所内にて金属用ボール盤を使ってナットの穴を広げる作業中、誤って左手の手袋がボール盤のドリルに触れてしまい、手袋がドリルに巻きついてしまい、左手も巻き込まれた。	59	1 ～ 9
9	15～ 16	東側第一工場、ボール盤の所において、コ型材に穴を開けるため、位置あわせをしている時、皮手袋がドリルに接触をして巻き込まれ、右手人さし指を負傷したものである。	37	1 ～ 9
11	14～ 15	ボール盤でパイプ穴加工中、品物を動かそうとして、手が回転しているキリに当たり、左手の人差し指が巻き込まれた。筋が切れていて縫った。	26	1 ～

				9
11	9～ 10	工場内で角パイプに穴あけ作業中、回転しているドリルの周りの切くずを除去しようとしている時に、ドリルに付いていた切粉が右手の甲側に絡みつきドリルの回転方向（右回転）に巻き込まれた。※手袋は、手のひら側がゴムで甲側が布のものを使用していた。	23	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html